

広島県告示第四百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、県営城東住宅、県営港町住宅、県営泉住宅、県営南泉住宅、県営吉津住宅、県営向ヶ丘住宅、県営高屋住宅、県営引野住宅、県営日吉台住宅、県営府中住宅及び県営高木住宅並びに県営城東住宅駐車場、県営神村住宅、県営南松永住宅、県営府中住宅及び県営高木住宅並びに県営城東住宅駐車場、県営向ヶ丘住宅駐車場、県営高屋住宅駐車場、県営引野住宅駐車場、県営日吉台住宅駐車場、県営城興ヶ丘住宅駐車場、県営蔵王住宅駐車場、県営駅家住宅駐車場、県営神村住宅駐車場、県営南松永住宅駐車場、県営府中住宅駐車場及び県営高木住宅駐車場の使用料収入事務を次のとおり委託した。

令和二年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名 称	株式会社東急コミュニティー 代表取締役 雑賀 克英
委託した年月日 (委託期間)	住 所	東京都世田谷区用賀四丁目一 〇番一号
令和二年四月一日 (令和二年四月一日) 令和七年三月三十一日		